



RIETI Discussion Paper Series 11-J-015

- 企業情報開示システムの最適設計 -
第3編
内部統制制度の実態と課題

橋本 尚
青山学院大学

松本 祥尚
関西大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所
<http://www.rieti.go.jp/jp/>

-企業情報開示システムの最適設計-
第3編
内部統制制度の実態と課題*

橋本 尚 (青山学院大学)
松本祥尚 (関西大学)

要旨

わが国の内部統制報告制度は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入され、導入3年目に入ったところである。本稿では、まず、わが国内部統制報告制度の実態を分析し、重要な欠陥という用語の使用がもたらした問題点を明らかにする。本制度については、これまでも効率的かつ有効な制度となるように関係者の努力が払われてきたが、現在、重要な欠陥という用語の見直しを含めて、制度の運用の見直しを図ることが検討されているところである。2010年12月に公表された公開草案では、効率化、簡素化へ向けた内部統制基準および実施基準の改訂案が示されている。これにより、制度導入の本来の趣旨を生かすような対応が図られることが期待される。将来の国際財務報告基準(IFRS)の導入を見据えて、内部統制報告制度をいっそう有効かつ効率的なものとしていくために、さらなる検討を図っていくことが肝要であろう。

キーワード：内部統制報告制度、財務報告に係る内部統制、財務報告の信頼性、開示すべき重要な不備、全社的統制、業務処理統制、IT統制

JEL classification: M41、M42、M48

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、(独)経済産業研究所の研究プロジェクト「企業情報開示システムの最適設計」の成果、全5編のうちの第3編である。

本稿の構成

内部統制報告の有効性 松本 祥尚

わが国内部統制報告制度の実態と課題 橋本 尚

内部統制報告の有効性

松本祥尚（関西大学）

I. はじめに

II. 財務報告の質

II-1. サンプルの選択

II-2. 実証分析の結果

II-3. その他要因と財務報告の質との関係

III. おわりに

参考文献

I. はじめに

2008年4月1日以降に開始した事業年度より、金融商品取引法第24条の4の4に基づく経営者による内部統制の評価報告書と同法第193条の2第2項による当該報告書に対する監査証明という形で、わが国においても内部統制報告制度が施行された。この制度では、言うまでもなく、2002年に制定されたアメリカのSarbanes-Oxley Act（以下SOX法）第404条を参考に導入されたものであり、その目的は、上場会社等に対して、財務報告に係る有効な内部統制の整備・運用を義務付けることにある。日米で同様の内部統制報告制度が導入された経緯は、SOX法が数多くの会計スキャンダルに直接起因するのに対して、わが国内部統制報告制度が会計情報以外の有価証券報告書における虚偽記載が直接的な切っ掛け¹となったという違いはあるものの、ディスクロージャーの信頼性を確保するために企業内における有効な内部統制の充実を図るという視点は共通している。

このような内部統制報告制度が導入されたことによって、わが国企業による財務報告の作成プロセスの有効性が確保され、その結果として作出される財務諸表も適正化が図れるものと期待された。そしてさらには、財務報告以外の目的による内部統制の有効性も確保され、当該財務諸表を含む有価証券報告書も適正化されることが想定されていたといえる。

一方、その実績に関して、内部統制報告制度が導入されて以降、既に2度の当該報告書の提出がなされていることから、我々はそれを捕捉することができる。[図表1]では、適用初年度（2009年決算企業全体）の実績として、3,785社中92社（全体の2.4%）が「重要な欠陥があり、内部統制は有効ではない」という評価結果を報告している（金融庁[2010]）。

[図表1] わが国における内部統制報告の状況

これに対して、アメリカで内部統制報告制度が導入された初年度実績は、上場企業のうち年次報告書早期提出企業に限定されているにもかかわらず、その15.9%が重要な欠陥を報告していた(Audit Analytics [2006])。このような日米における適用初年度の重要な欠陥の報告割合に相違が生じた理由として、過度に保守的な対応を採ったアメリカSOX法に対する批判を踏まえて、わが国制度が設計されたものであるから、とされる。そこでは、トップダウン型のリスク・アプローチを採った上で、重大な虚偽記載に繋がるリスクに着眼して、必要な範囲で内部統制を整備・評価すること、すなわち内部統制の評価や監査のコスト負担が過大にならないように、経営者による内部統制の整備・評価の範囲の「絞り込み」を認めている（金融庁[2008]; 野村[2010]66頁）²。

内部統制は、アメリカにおけるCOSOのフレームワークによる概念的な拡張はあったものの、企業経営者が自らの合理的な経営管理の観点から自主的に企業内部に設けるものの全てを指しており、設定主体が経営者であることに変わりはない。つまりは企業の私的自治の問題であり、公的規制の入り

¹ わが国における内部統制報告制度導入の直接的な切っ掛けは、西武鉄道が有価証券報告書の大株主の株式保有比率を虚偽に記載していた（日本経済新聞社[2004]）ことであり、その後の2度にわたる金融庁による上場企業に対する有価証券報告書の自主点検要請（金融庁[2004a][2004b]）である。

² このような比率の相違が生じた要因として、対象企業が内部統制報告制度に適切に対応できたという側面も無視できない（野村[2010]66～67頁）、との指摘もある。

込む余地はない。また証券市場において投資者の意思決定に有用な情報となるのは、会計数値を反映した財務諸表を含む有価証券報告書であり、内部統制の有効性に関する評価報告書が開示されたとしても、その情報は重要な欠陥の有無を示す情報に過ぎず、意思決定情報としてはそれほどの有用性があるとは思われない。ましてや、当該年度の2%の企業しか重要な欠陥があった事実を開示しないのであれば、極めて例外的な企業を上場企業の中から抽出することに役立つだけで、残りの98%の企業分析においては、相変わらず有価証券報告書が重要な位置を占めることになっている。

それにもかかわらず、内部統制報告制度が導入されねばならなかった理由は、財務諸表を作成するプロセス（財務報告に係る内部統制）の有効性を確保することによって、当該プロセスを経た最終成果である財務諸表の適正化がヨリ一層図られる、という期待によるものであった。本稿では、内部統制の有効性の程度が、財務諸表監査への影響を通して、どのように財務報告の質に影響をもたらすのかについて検証することを目的とする³。

³ 本稿の元になるデータ等については、監査人監査報酬問題研究会[2010]を参照されたい。

II. 財務報告の質

内部統制報告制度が、有効な財務報告のプロセスを整備・運用させることによって、結果的な財務報告の適正化を図ることを意図していることは既に確認した。この財務報告の作成プロセスの有効性を確保することによって、財務報告の質を確保させようとする内部統制報告制度に対して⁴、財務報告の質そのものを外部から直接担保するものが財務諸表監査制度である。つまり、財務報告の質は、最終的には財務諸表監査によって保証されることになるので、市場に提供される大半の財務諸表に対して監査人が無限定適正意見を表明している以上、本来は、内部統制の有効性の程度にかかわらず、当該財務諸表の質は一定の合理的水準を達成していることになる。

【図表 2】 内部統制報告制度と財務諸表監査制度の関係

もし内部統制報告制度がその意図通りに機能していれば、内部統制の重要な欠陥を報告しない企業において⁵は、当該年度の財務諸表も元々適正に作成されているはずであり、事後的な数値の訂正が生じる余地はない。しかしながら、もし有価証券報告書提出後に当該有価証券報告書を訂正するような事態が生じているとすれば、本来、有効であったはずの財務報告に係る内部統制が、有効に機能していなかったことを示唆していると推測できる。また同様に、内部統制報告書についても、その提出後に訂正報告書が出されていけば、内部統制自体にも問題があったことになる。

制度設計において財務報告の質を支えると想定された内部統制の有効性の問題は、企業経営者自身が重要な欠陥を自ら報告するだけでなく、当該年度の有価証券報告書の訂正報告書を提出したか否かということと、内部統制報告書の訂正報告書を出したか否かということから捉えられることになる。換言すると、訂正報告書の提出は、当該企業が相対的に信頼性の低い、ないしは相対的に財務報告の質の低い財務諸表を公表していることのシグナルになっている(Anderson and Yohn [2002])。

II-1. サンプルの選択

2009年度(2009年4月決算から2010年3月決算)の企業データに基づき EDINET を用いて、(1) 内部統制報告書で重要な欠陥を開示した企業、(2) 内部統制報告書を事後的に訂正した企業、ならびに(3) 有価証券報告書提出後に経理の状況を訂正する訂正報告書を提出した企業、という3種類の企業を、財務報告の質が確保できていなかったサンプル企業、すなわち内部統制に何らかの問題があったサンプル企業として抽出することにする。これらサンプル企業群は、【図表 3】のようになる。

【図表 3】 内部統制に問題のあったと推定される企業サンプル数

⁴ Muramiya and Takada (2010)は、内部統制に不備のある企業において、財務報告の質が低くなることを、内部統制の不備と決算短信との関係として分析し、両者に統計的な関係を見出している。また Feng et al. (2009)でも、内部統制の重要な欠陥と経営者予想(財務報告の質)との間に有意な関係を見出している。

⁵ 【図表 1】から判断すると、上場企業の内の約98%が該当する。

[図表 3] において、内部統制の重要な欠陥を開示せず、事後的に内部統制報告書や有価証券報告書を訂正した企業は、経営者が内部統制を評価した段階ではそれらの内部統制の不備には気付いていなかったことになり、先に見た「内部統制の整備・評価の絞り込み」のために経営者評価の段階で潜在化してしまっていたものと理解できる⁶。

そのような理解に基づき、[図表 4] では、被監査企業を 50 社以上有する大手及び中規模監査事務所それぞれと、それ以外の小規模の監査事務所との間で、内部統制に問題があったと推定できる企業に対して、どのような相違を見出せるか、について示したものである。

[図表 4] 内部統制に問題があったと推定される企業と監査人の関係

[図表 4] から判るように、内部統制の重要な欠陥を報告した企業、有価証券報告書の訂正報告書を提出した企業、ならびに内部統制報告書の訂正報告書を提出した企業の何れにおいても、クライアント数の少ない小規模監査事務所の占める割合が大きくなっている。このことは、相対的に、小規模監査事務所ほど、内部統制に問題を抱えるクライアントを抱えていることを示唆している。とはいえ、このような結果になる理由が、小規模監査事務所の報酬圧力に対する脆弱さ（独立性の問題）なのか、監査業務過程における瑕疵なのか、については、個々の監査事務所の属性の違いやクライアント数の少なさ等から、統計的に分析することはできない。

さらに、財務報告の質は財務諸表監査によって保証されて初めて投資意思決定情報としての意味を持つことになるが、財務諸表監査においても内部統制は統制リスク（重要な虚偽表示リスクの一部）として評価の対象とされている。したがって、意思決定情報として利用可能な合理的な保証を提供するためには、監査人は、内部統制の統制リスクが高い企業ほど、発見リスクを低くしなければならず、この結果、監査手続の選択に際して質・量ともに充実したものとしなければならない。このことは、監査時間の増加を招き、ひいては監査報酬の上昇が期待される。

先ず [図表 3] より、内部統制に何らかの問題があったサンプル企業として、(1)重要な欠陥のあった企業 92 社、(2)有価証券報告書の訂正報告を行なった企業 370 社、(3)内部統制報告書の訂正報告を行なった企業 16 社を選定した。このうち 3 つの内部統制上の問題が重複した企業 15 社を除き、463 社が分析の対象となるサンプル企業とされる。ここから、監査人の独立性に対する報酬圧力の可能性を排除し、監査の質を均等化するため(Watts and Zimmerman [1982])、クライアントを 50 社以上有する大手及び中規模監査事務所のサンプル企業として 331 社を抽出した。

次にこの内部統制上の問題を抱えていた企業の特性を統計的に見出すために、比較対象するコントロール企業として、訂正報告書を提出していない企業のうち、訂正報告書提出企業と同一の監査事務所と契約し、同一の業種に属し、かつ売上規模⁷が最も近い企業を抽出し対応させることにした。こ

⁶ この経営者による内部統制評価の段階で内部統制の不備が潜在化してしまうと、評価範囲は監査人と経営者が協議の上で決定されている以上（企業会計審議会[2007]）、監査人も当該評価範囲を前提にすると考えられるので、当該不備は内部統制監査後も潜在化したままとなると推測される。

⁷ 同一業種にする必要があるのは、当該企業の置かれている外部環境を統一するためであり、売上規模の近い企業を選定するのは、売上規模と監査手続、ひいては監査報酬との間には有意な関係が存在するからである（監査人監査報酬問題研究会[2008]）。また監査報酬及び非監査報酬と財務報告の質を分析した Kinney et al. (2004)でも、売上規模による比較対象コントロール企業の抽出を行なっている。

の結果、対応するコントロール企業のなかったサンプル企業 17 社⁸を除き、最終的なサンプルは 314 社となった。

II-2. 実証分析の結果

これらのサンプル企業とコントロール企業の関係は、以下のように仮定される。

〔仮説〕 内部統制に不備のある企業ほど、財務諸表監査にけるリスク評価において統制リスクが高いと想定され、監査人は監査手続の追加によって、すなわち監査コスト（報酬）を増加させることによって、最終的な財務報告の質を確保しようとする。

この〔仮説〕を明らかにするため、先に分類した内部統制に問題のある企業と正常な企業において、どのような監査報酬の差、すなわち投入監査資源量の差、があるのかについて、それぞれの母平均を単純に比較したものが〔図表 5〕である。

〔図表 4〕 監査報酬における平均差の検定結果（内部統制の問題企業 314 社と正常企業 314 社）

この〔図表 5〕を見ると、内部統制上の問題がある企業ほど監査報酬が高くなる傾向を統計的に見出せる。これは、内部統制上の問題を抱えた企業ほど、監査人は統制リスクを高いと評価し、発見リスクを低くしなければならなかったために、相対的に多くの、かつ強力な監査手続を選択・実施したことを明らかにしている。

II-3. その他要因と財務報告の質との関係

財務報告の質である訂正報告書や内部統制上の欠陥開示に至る内部統制上の問題は、監査報酬だけでなく、企業規模の小ささ、企業年齢の若さ、財務困窮度、業績の善し悪し（収益率や損益情況）、組織の複雑性、急激な成長、ならびに進行中のリストラ等との関係で議論されてきた(Doyle et al. [2007]; Kinney and McDaniel [1989])。したがって、これらの変数もまた、監査報酬と同様に内部統制の不備を反映したものと捉えられる可能性がある。

そこで以下では、(1)当該企業の規模、(2)業績、(3)組織の複雑性といった変数を含めた多変量の分析を行なうことにする。財務報告の質に対して、これらの変数がどのように影響するのかを検証することが目的であるので、監査報酬にそれら 4 つを加えたものを独立変数とし、従属変数を内部統制上の問題の有無として、ロジット回帰モデルによって変数間の関係を推定することにする。

〔図表 6〕 変数の記述統計量と相関係数

〔図表 7〕 多変量解析の推定結果

⁸ 対応するコントロール企業のない場合とは、売上規模が極端に大きすぎたり、極端に小さすぎたりして、売上規模基準で対応させることのできる企業がなかった場合である。

[図表 7] から判るように、全てのモデルで監査報酬(*AD_FEE*)は、平均差の検定のときと同様に内部統制上の問題(*IC_DF*)との間で統計的に有意な関係にある。つまり、監査報酬の支払いが多い企業ほど、内部統制の欠陥開示や訂正報告書の提出をする傾向が高いことが確認できる。また *ROA* との関係で、業績の悪い企業ほど内部統制の問題が生じる可能性が高いことも示されている。しかし、連結対象となる子会社数が増加し企業組織の複雑性(*CMPLX*)が増すことは、決算処理に係る内部統制が複雑になるため、当該内部統制上の欠陥や事後的な訂正報告書の提出が生じやすいであろうと予想されたが、分析結果を見るとそうなっておらず、むしろ複雑さが小さい企業ほど、すなわち連結子会社の少ない小規模企業ほど、内部統制の問題が生じやすいことが、統計的に明らかになっている。

III. おわりに

内部統制報告書において重要な欠陥を開示した企業だけでなく、事後的に内部統制報告書の訂正報告書を提出した企業と有価証券報告書の訂正報告書を提出した企業を、内部統制に問題のある企業として扱った。これは、提出済みの有価証券報告書を訂正したという事実が、或いは内部統制報告書自体を訂正したという事実が、内部統制に不備ないし欠陥（顕在化していない）があったにもかかわらず、内部統制の整備・評価範囲に関する一定の緩和措置によって、内部統制の評価に際してその不備や欠陥が発見されないまま、虚偽の内部統制報告書や財務諸表（有価証券報告書の経理の状況）に至っていると理解できるからである。

このような顕在化していない内部統制上の欠陥⁹は、有価証券報告書の訂正報告書提出や内部統制報告書の訂正報告書提出という形で、財務報告の質を低下させた要因として捉えられる。

直近年度の監査報酬等データを用いた分析を行ない、2008年以降導入された内部統制報告制度が導入された後も、内部統制上の問題を抱える企業が存在し、それらの企業においては監査報酬が高くなることを検証した。具体的には、内部統制の問題のある企業（重要な欠陥開示、有価証券報告書の訂正報告書提出、内部統制報告書の訂正報告書提出）ほど、統制リスクは高く、発見リスクを下げなければならない監査人は、投入する監査資源の量を増加させる、すなわち監査報酬は高くなると予想された。この予想を確認するために、先ず一変量の解析（平均差の検定）を行なうことで、実際に内部統制上の問題と監査報酬との関連性を検出した。

次に、内部統制の問題に影響すると考えられる企業業績や企業規模といった4つのコントロール変数を加えた多変量解析でも、内部統制の問題と監査報酬の關係に統計的に有意な關係を確認できた。また企業業績や企業の複雑さにおいては、業績の悪い企業や複雑さの小さい企業においては、いわゆる収益獲得に直接結び付かない内向きのコストである、有効な内部統制の構築に後ろ向きの姿勢が窺え、この結果、業績の悪い企業ほど、また複雑さの小さい企業ほど、内部統制上の問題が生じやすいことが判明した。

どの程度の内部統制を整備・運用するか否かについては、確かに経営者による私的自治の問題である。しかし営業収益の獲得に直接的に結び付かない内部統制の整備・運用コストを後ろ向きのコストと看做し、種々の簡素化を指向する姿勢は、更なる財務報告の質の低下を招く可能性がある。事実として、[図表3]で見たように、顕在的に内部統制の欠陥を報告した企業92社に対し、事後的な訂正報告書を提出した企業は371社あった。これら371社は、内部統制評価の段階では内部統制の不備ないし欠陥を発見できず、潜在化していた企業と考えられる。つまり上場企業3,765社のうちこれら2つを併せた合計463社の企業が、内部統制に何らかの不備ないし欠陥を抱えていたといえ、比率では12.3%とである。この比率を見ると、適用初年度に15.9%の企業が重要な欠陥を報告したアメリカのケースに近い割合となっていることが判る。

このように内部統制の顕在的・潜在的な不備や欠陥がわが国においても存在する状況で、もし内部統制の有効性を担保するための内部統制報告制度の簡素化を指向するのであれば、財務報告の質を確保する最後のより所としての財務諸表監査の位置付けはヨリ一層重要となる。本稿で検証したように、

⁹ 企業が事後的に訂正報告書を提出している以上、当該企業は訂正の対象となった事象を訂正が必要となるくらい重要である、と判断したことになる。

内部統制の有効性は財務諸表監査に非常に重要な影響をもたらすリスク要因であり、もし企業側の内部統制の有効性低下を容認するのであれば、財務諸表監査に投入される資源は増加し、結果として監査コスト（報酬）増加を企業側は受け入れなければ、財務報告の質は確保できないはずである。この結果、財務報告の質を確保するという観点からすると、内部統制報告制度の簡素化と財務諸表監査制度の充実・強化は代替的な関係にあり、内部統制報告制度の簡素化によって、経営者の負担は軽減されるかもしれないが、それに代わり監査人の財務諸表監査の負担は増えることになるかと解される。

以上のようなことから、監査報酬の多寡は財務報告の質を確保するために必須の条件であると解され、相対的に監査報酬の低下は財務報告の質を低下させることに結び付く可能性が高い。この関係は、不況期においてもそのまま成立するはずであり、監査報酬が低下する事態に対して、「我々は監査を日用品(commodity)とは看做していないし、安売り監査(Wal-Mart audit)を望まない」というアメリカ SEC 前主任会計士 Turner 氏の講演コメントを紹介する記事(McCann [2010])にも現れている。

なお、本稿では、時間的な制約もあり、取り扱った変数の限界に起因し、時系列的な分析を行なえていない点や財務困窮度や成長性等の有力な変数を扱えていない点で、プリミティブな統計分析に留まっているため、その分析の説明力には限界があることから、これらの追加的な分析は今後の課題としたい。

参考文献

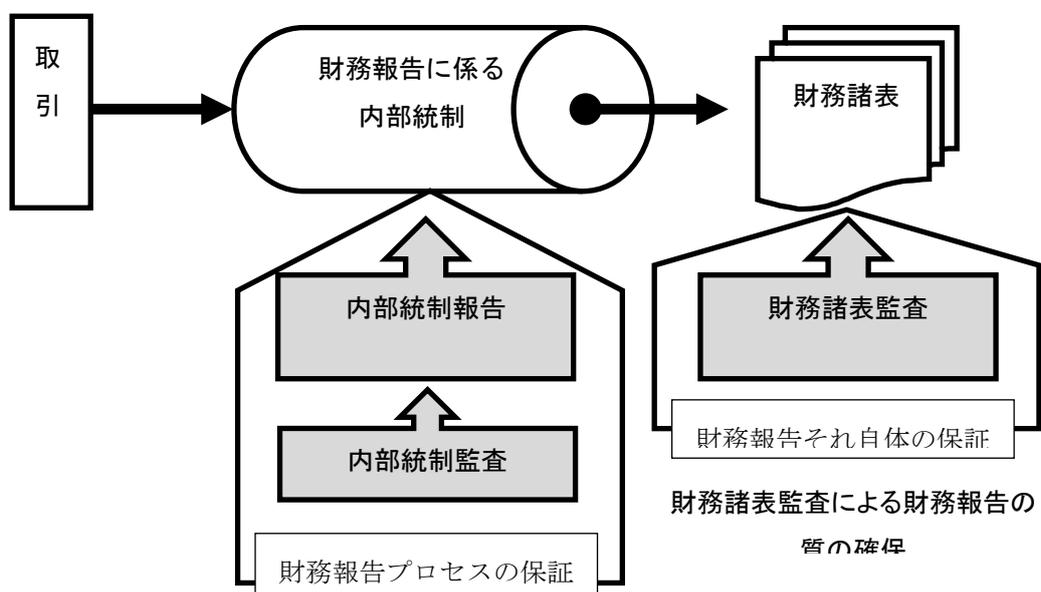
- Anderson, K.L. and Yohn, T.L. [2002], “The Effect of 10K Restatements on Firm Value, Information Asymmetries, and Investors’ Reliance on Earnings,” SSRN Working Paper.
- Audit Analytics [2006], Section 404 Internal Control Material Weakness Dashboard, AuditAnalytics.com.
- Doyle, J., W. Ge, and S. McVay [2007], “Determinants of Weakness in Internal Control over Financial Reporting, Journal of Accounting and Economics, vol. 44, pp. 193-223.
- Kinney, W.R. and L. McDaniel [1989], Characteristics of Firms Correcting Previously Reported Quarterly Earnings, Journal of Accounting and Economics, vol. 11, pp. 71-93.
- Kinney, W. R., Z. Palmrose, and S. Scholz [2004], “Auditor Independence, Non-Audit Services, and Restatements: Was the U.S. Government Right?” Journal of Accounting Research, vol. 42, pp. 561-588.
- Feng, M., C. Li, and S. McVay [2009], “Internal Control and management Guidance,” Journal of Accounting and Economics, vol. 48, nos. 2-3, pp. 190-209.
- McCann, D. [2010], “Audit-Fee Fall: It’s a Matter of Trust,” CFO.com, October 27.
- Muramiya, K. and T. Takada [2010], “Reporting of Internal Control Deficiencies, Restatements, and Management Forecasts,” Working Paper, Kobe University.
- Watts, R. and J. Zimmerman [1982], “Auditor Independence and Scope of Services,” unpublished working paper, N.Y.: Rochester, University of Rochester.
- アビームコンサルティング[2010]『内部統制報告白書』アビームコンサルティング株式会社。
- 監査人監査報酬問題研究会[2008]『2008年度上場企業 監査人・監査報酬白書』日本公認会計士協会出版部。
- 監査人監査報酬問題研究会[2010]『2010年度上場企業 監査人・監査報酬白書』日本公認会計士協会出版部。
- 企業会計審議会[2007]「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」。
- 金融庁[2004a]「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」11月16日。
- 金融庁[2004b]「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について」12月24日。
- 金融庁[2008]「内部統制報告制度に関する11の誤解」3月11日。
- 金融庁[2010]「内部統制報告書提出状況（21年6月～22年5月受理分）。
- 日本経済新聞社[2004]「証券監視委 西武鉄道・コクド調査へ 有価証券報告書虚偽記載の疑い」『日本経済新聞』10月16日。
- 日本経済新聞社[2010]「データ解説 監査報酬、前期2%減」『日本経済新聞』8月18日。
- 野村昭文[2010]「特別報告 内部統制報告制度導入後1年を振り返って」『内部統制』第2号。
- 町田祥弘・プロネクサス総合研究所[2010]『内部統制報告制度 実態調査』株式会社プロネクサス。

[図表 1] わが国における内部統制報告の状況 (2009年6月～2010年5月受理分)

	適用初年度
内部統制報告書提出会社数	3,765 社
任意での提出会社数	20
計	3,785
うち重要な欠陥あり	92 (2.4%)
うち評価結果不表明	15 (0.4%)

([出所] 金融庁[2010])

[図表 2] 内部統制報告制度と財務諸表監査制度の関係



有効な内部統制による財務報告の質の確保

[図表 3] 内部統制に問題のあったと推定される企業サンプル数

分析対象サンプルの抽出		
内部統制報告書における重要な欠陥報告企業数		92
有価証券報告書訂正企業数 [†]		370
内部統制報告書訂正企業数 [†]		16
うち有価証券報告書訂正かつ重要な欠陥報告企業数*	12	
うち内部統制報告書訂正かつ重要な欠陥報告企業数*	2	
うち有価証券報告書訂正かつ内部統制報告書訂正の企業数*	1	△15
最終抽出サンプル数		463
うちクライアント数 50 社以上監査事務所のクライアント数		331
うちクライアント数 50 社未満監査事務所のクライアント数		132

* このうち 1 社は、内部統制の重要な欠陥を報告した上、有価証券報告書訂正と内部統制報告訂正を行なっている。

[†] 有価証券報告書の訂正報告書と内部統制報告書の訂正報告書の抽出は、本白書が対象とする 2009 年 4 月期から 2010 年 3 月期決算の企業を対象とし、抽出期間は 2010 年 10 月 18 日までの間を対象としている。このため、2010 年 10 月 19 日以降にも本白書に掲載された企業が訂正報告書を提出するケースは考えられる。また訂正報告書は、1 度に複数年度の有価証券報告書や内部統制報告書を対象に提出されるケースもあるが、ここでは本白書掲載期間のみを対象としている。

【図表 4】 内部統制に問題があったと推定される企業と監査人の関係

	あずさ	あらた	三優	新日本	太陽 ASG	トーマツ	東陽	小規模*	計
有報訂正 (%)	81 (21.89)	10 (2.70)	5 (1.35)	80 (21.62)	13 (3.51)	84 (22.70)	8 (2.16)	89 (24.05)	370 (100.00)
IC/R 訂正 (%)	0 (0.00)	1 (6.25)	0 (0.00)	3 (18.75)	1 (6.25)	3 (18.75)	0 (0.00)	8 (50.00)	16 (100.00)
重要な欠陥 (%)	12 (13.04)	2 (2.17)	3 (3.26)	13 (14.13)	2 (2.17)	16 (17.39)	2 (2.17)	42 (45.65)	92 (100.00)
ICに問題	93	13	8	96	16	103	10	139	478 [†]

* 小規模監査事務所は、クライアント数が 50 社未満の事務所から構成される。

[†] 【図表 2】 で見たように、重複データが 15 社分含まれている。

【図表 5】 監査報酬における平均差の検定結果（内部統制の問題企業 314 社と正常企業 314 社）

	平均		標準偏差		t 統計量 (期待符号+)
	問題企業	正常企業	問題企業	正常企業	
log 監査報酬	1.620	1.579	0.289	0.255	1.903*

* 有意水準 10%（両側）

【図表 6】 変数の記述統計量と相関係数

パネル 6-A 記述統計量

	log 監査 報酬 <i>AD_FEE</i>	ROA	損益情況 <i>LOSS</i>	連結 子会社数 <i>CMPLX</i>	log 時価 総額 <i>SIZE</i>	内部統制 の問題 <i>IC_DF</i>
平均	1.6018	0.0024	0.2532	10.1194	4.0514	0.5
中央値	1.5563	0.0121	0	5	3.9512	0.5
標準偏差	0.2740	0.0781	0.4352	15.3897	0.7351	0.5004
最小	1	-0.9242	0	0	2.1139	0
最大	2.5011	0.2194	1	103	6.2964	1

パネル 6-B 相関係数

	log 監査 報酬 <i>AD_FEE</i>	ROA	損益情況 <i>LOSS</i>	連結 子会社数 <i>CMPLX</i>	log 時価 総額 <i>SIZE</i>	内部統制 の問題 <i>IC_DF</i>
log 監査報酬	1					
ROA	0.0384	1				
損益情況	-0.0705	-0.5935	1			
連結子会社数	0.6591	0.0153	-0.0450	1		
log 時価総額	0.7173	0.3032	-0.2994	0.5206	1	
内部統制の問題	0.0733	-0.0983	0.0631	-0.0065	0.0063	1

[図表 7] 多変量解析の推定結果

$$IC_DF = \alpha + \beta_1 AD_FEE + \beta_2 ROA + \beta_3 LOSS + \beta_4 CMPLX + \beta_5 SIZE + \varepsilon$$

変数の定義	
従属変数	
<i>IC_DF</i>	内部統制上の問題（重要な欠陥及び訂正報告）のある場合 1、なければ 0
独立変数	
<i>AD_FEE</i>	監査証明業務に基づく報酬の対数
<i>ROA</i>	総資産利益率
<i>LOSS</i>	重要な欠陥の開示及び訂正報告書の対象となった決算期の業績が当期純損失であれば 1、そうでなければ 0
<i>CMPLX</i>	連結対象となる子会社数
<i>SIZE</i>	重要な欠陥の開示及び訂正報告書の対象となった決算期末時点の株式時価総額の対数

	切片	<i>AD_FEE</i> (+)	<i>ROA</i> (-)	<i>LOSS</i> (+)	<i>CMPLX</i> (+)	<i>SIZE</i> (+)	<i>Adj.R²</i>
モデル A	0.140 (0.888)	0.297 (2.427)**	-0.569 (-1.735)*	0.009 (0.162)	-0.003 (-1.796)*	-0.021 (-0.489)	0.022
モデル B	0.113 (0.764)	0.261 (2.687)***	-0.609 (-1.917)*	0.014 (0.247)	-0.003 (-1.859)*	--	0.021

* 有意水準 10%（両側）；** 5%（両側）；*** 1%（両側）

※ 財務データに欠落のある企業 4 社とそのペア企業 4 社を分析対象から削除している 371。

わが国内部統制報告制度の実態と課題

橋本 尚

1. はじめに

内部統制報告制度は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入され、平成 22 年 4 月からは導入 3 年目に入ったところである。本来、内部統制は企業経営者が自らの合理的な経営管理の観点から自主的に企業内部に設けるものであり、公的規制の入り込む余地のない企業の私的自治の問題である。にもかかわらず、内部統制報告制度が導入されたのは、財務報告に係る内部統制の有効性を確保することによって、当該プロセスを経て作成された財務諸表の適正性が確保され、ひいてはディスクロージャー制度全体の信頼性がより有効かつ効率的に確保されると考えられるからである。すなわち、内部統制報告制度はそもそも適正な財務報告を作成するために企業の内部管理体制を評価することにより、企業自身としても適正な財務報告を効率的かつ効果的に作成することができるようになり、財務諸表を監査する監査人にとっても有効な内部統制に依拠することにより効率的効果的に監査が行われることを通じて、ディスクロージャー制度全体の信頼性の確保がより効率的効果的に行われるとの趣旨で導入されたものである。したがって、そもそもこの制度は、財務報告の信頼性を確保・向上するために、企業等に過度のコスト負担をかけることなく身の丈にあった創意工夫の下に有効かつ効率的な内部統制を整備することを目指して導入されたものであり、これまでも効率的かつ有効な制度となるように関係者の努力が払われてきた。

一方で、制度導入後、実際に内部統制報告制度を実施した経験を踏まえた企業等から、制度の円滑な実施へ向けてさまざまな意見や要望が多数寄せられており、内部統制の基準・実施基準等のさらなる簡素化・明確化が今日的課題となっている。これらを踏まえて、平成 22 年 5 月には企業会計審議会・内部統制部会が約 3 年ぶりに再開され、現在、制度の運用の見直しを図ることが検討されているところである。折しも平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」においても「中堅・中小企業に係る会計基準・内部統制報告制度等の見直し、四半期報告の大幅簡素化など、所要の改革を 2010 年中に行う」と実態に応じた見直しを行うことが明記された。また、内部統制は、企業のコーポレート・ガバナンスの重要な要素の 1 つであり、制度の趣旨を踏まえたよりいっそう効果的な実施を図っていく必要があることから、アメリカの先例に倣ってわが国においても、2009 年 11 月と 2010 年 11 月に日本内部統制研究学会を中心として関係者を一堂に会して「内部統制報告制度ラウンドテーブル」が開催され、効率性と有効性という 2 つの軸からさまざまな問題提起と提言が出された。

一方、アメリカにおいても 2010 年 7 月のドッド・フランク法を受けて同年 9 月に証券取引委員会（SEC）は、大規模早期適用企業と早期適用企業以外には内部統制監査を行わ

ないこととしたなど内部統制報告制度をめぐっては見直しの動きがみられるところである。

本節では、これらの展開を踏まえて、わが国内部統制報告制度の実態と課題を明らかにしたい。

2. わが国内部統制報告制度の実態

内部統制報告書の平成 22 年 9 月提出分までの提出状況は資料 1 のとおりである。

(資料 1)

内部統制報告書の「評価結果」の記載状況を見ると、平成 22 年 6 月の内部統制報告書提出会社数 2,632 社に対して、重要な欠陥があり、内部統制は有効でないと記載した会社が 22 社 (0.8%) あり、平成 21 年 6 月の 56 社 (2.1%) に比べてさらに減少している。アメリカでは開示初年度に 16% を超える重要な欠陥 (Material Weakness) が開示されたこと (その後、2007 年には 7.9% に減少) に比べてもきわめて少ないといえる。なお、訂正報告書によって「有効」から「重要な欠陥」に訂正した会社があるので、「重要な欠陥」のある会社の全体数は、資料の数字より若干多くなっている。

また、「重要な欠陥」と判断された理由は、①全社的な内部統制、②決算・財務報告プロセス、③重要な業務プロセス (売上高や仕掛品に係る重要な修正、工事受注に係るプロセス上の問題、債権の評価に係る問題など) の大きく 3 つに分けられる。

このようにわが国内部統制報告制度における「重要な欠陥」の開示例が導入初年度からかなり少ないという点については、果たしてわが国財務報告に係る内部統制の現状の評価として妥当といえるかという観点とは別の視点の「重要な欠陥」という用語自体の問題という形で見直し議論の中で取り上げられている。すなわち、重要な欠陥という用語の響きが、あたかも重要な欠陥を開示すると当該企業が「欠陥企業」であるかのような印象を与えることとなり、レピュテーション上、多大な悪影響を及ぼすとか、そもそも「欠陥」という用語は、Material Weakness の訳語であったことから、監査実務において用いられていた用語を踏襲したにすぎないものであるが、工業製品等の製造者責任等の議論に見られるように、「欠陥」という用語は、法的責任の追及を避けられないものである、との見解もある。さらには、企業の内部統制担当者が、欠陥があるなどといった報告をすると、自らの職責を果たしていなかったとして社内的な責任を問われかねないとの声も聞かれるところである。そうしたことから、今回、次節に示すように、この用語の見直しが図られることとなったのである。

3. わが国内部報告制度の課題

わが国内部報告制度は、トップダウン型のリスク・アプローチの活用、内部統制の不備の区分を 2 区分に簡素化、ダイレクト・レポーティングの不採用、内部統制監査と財務諸

表監査の一体的実施、内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成、監査人と監査役・内部監査人との連携により、内部統制の有効性の評価についての検証は、「監査」の水準としつつも、評価・監査に係るコスト負担が課題とならないようさまざまな配慮がなされてきたところであり、こうした趣旨は数回にわたる「内部統制報告制度に関するQ&A」の公表によって周知徹底されてきたところである。

今般の制度の運用の見直しの議論は、こうした経緯を踏まえて行われるものであり、企業会計審議会内部統制部会から、2010年12月22日付けで、以下のとおり、『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について』（公開草案）が公表されている。なお、本公開草案については、金融庁HP上において、新旧対照表、ならびに、基準および実施基準の改訂案が示されたのみで、意見書の公表に伴ういわゆる前文は、現段階では示されていない。

まず、公開草案においては、主な改訂の内容として、以下の3項目が列挙されている。

(1) 企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保

- 経営者が創意工夫した内部統制の評価方法・手続等について、監査人の理解・尊重
- 中堅・中小上場企業に対する監査人の適切な「指導的機能」の発揮
- 内部統制監査と財務諸表監査の一層の一体的実施を通じた効率化

(2) 内部統制報告制度の効率的な運用手法を確立するための見直し

- 企業において可能となる評価方法・手続等の簡素化・明確化
(例) 毎年、各業務プロセスごとに行われている評価手続のローテーション化
- 「重要な欠陥」の判断基準等の明確化
- 中堅・中小上場企業に対する評価方法・手続等の簡素化・明確化
(例) 必ずしも、組織内における各階層で内部統制の評価を行わないことができること等を明確化

(3) 「重要な欠陥」の用語の見直し

- 「重要な欠陥」の用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招くおそれがあるとの指摘があり、「開示すべき重要な不備」と見直し

また、改訂基準および実施基準は、2011年4月1日以後開始する事業年度における内部統制の評価および監査から適用することとされている。同公開草案へのコメント招聘期間は、2011年1月25日(火)17時00分(必着)までとされており、企業会計審議会では、その後、内部統制部会および総会での審議を経て、適用時期までに基準および実施基準を確定させることを予定しているのである。

また、中堅・中小上場企業等における効率的な内部統制報告実務に向けて、COSOの『中

『小規模公開企業向けガイダンス』に比肩しうる「内部統制報告制度に関する事例集（仮称）～中堅・中小上場企業における効率的な内部統制報告実務に向けて～」の公表が検討されている。当該事例集は、企業会計審議会としてではなく、金融庁として公表するものであり、上記の内部統制の意見書の改訂に併せて公表することが予定されている。企業会計審議会内部統制部会では、2010年11月25日開催の部会において、資料2のような事例集の一例が示された。

（資料2）

金融庁では、前述の内部統制報告の改訂基準および実施基準の公開草案の公表に併せて、同日、公開草案と同様に金融庁HPにおいて、「効率的な内部統制報告実務に向けての事例の募集について」という募集告知を行っている。それによれば、内部統制部会の審議において、中堅・中小企業等における簡素で有効な内部統制の「事例集」を作ることが有効であるとの指摘があり、これを受けて、金融庁では「中堅・中小企業等（事業規模が小規模で比較的簡素な構造を有している組織等）が、資源制約等がある中で、さまざまな工夫を行ったことにより、内部統制の有効性を保ちつつも、効率的に内部統制の評価等を行っている事例」を集め、公表することにより、実務の参考に供することを検討しているとして、「様々な工夫を行ったことにより、内部統制の有効性を保ちつつも、効率的に内部統制の評価等を行っている事例」を公開草案と同日の期限にて、募集しているのである。

これらの公開草案の趣旨が最終的にいかなる形で改訂基準および実施基準となるのかは、公開草案に対するコメントおよびこれを受けての審議の状況を待たなくてはならないが、一連の審議に参加した者として、これらの措置は、内部統制報告制度が本来の趣旨に沿って実施されるよう、過度な対応や、制度の趣旨にそぐわない理解等を補正する意味合いのものであると解されることから、大きな反対を受けて修正を余儀なくされることはないと思われる。

これらの措置によって、内部統制報告制度に対するいわゆる緩和措置については、できる限りの対応が図られたと考えられ、仮に、さらなる制度の変更を検討する場合には、他の財務報告制度や開示制度一般との関係性を含めて、全面的な制度の見直しが必要ではないかと思われるのである。それまでの間は、今般の改訂基準および実施基準の定着を図るとともに、残された有効性に関する問題をはじめとして、さらなる検討を図っていくことが肝要であろう。一方、内部統制部会の審議の過程でも幾度か議論があったように、現在の内部統制報告制度が、形式的な評価に陥ってしまっていて、本来の趣旨とは異なる制度対応が図られているのではないかと懸念の方が、今後の重要な課題として俎上に載せられるように思われる。

すなわち、内部統制報告制度は、効率的と有効性という2つの軸で考えることが基本である。効率的の観点からは、基準に求められていない実務対応を整理すること、より効率

的な実施を図ることができるように各企業の経験を集積し共有することなどが考えられる。有効性の観点からは、訂正内部統制報告書の背景等を分析し、不十分な評価を行い、後日、問題が生じたならばその時に訂正すれば良いといった安易な評価姿勢を抑制することが必要である。また、欧州型のガバナンス報告書への統合を目指すのであれば、会社法の内部統制関連規定との関係を整理するとともに、会社法において内部統制の構築責任等に関する明文規定を置くことが必要であろう。今後の見直しに際しては、そもそも何のためにこの制度を導入したのかという原点に立ち返って考えるべきであろう。このように、内部統制報告制度の効率化の措置は概ね対応が図られたものの、制度の有効性を確保するための措置については、まだ検討の余地があると解されるのである。

4. むすび

将来的にはわが国上場企業も連結財務諸表上、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して財務報告を行うことが十分想定される。IFRS に移行した際にも耐えうる内部統制報告の構築、整備、運用が今まさに求められている。内部統制報告制度が導入されている下でのIFRS 導入は、欧州では未経験の実務であり、わが国が世界で初めて経験するものである。

原則主義の下に実質優先思考を重視するIFRS では、取引の実態を正しく分析する能力が必要とされる。IFRS は形式的な判断基準や数値基準が少なく、原理原則に照らした専門家としての実質的な判断が必要とされる場面が多いので、取引の経済的な実質を正確に把握することは、原則主義に基づく的確な判断を下す上での生命線といえる。こうした取引実態の把握に際しては、現場担当者などとの協議や対話の機会も多くなるものと想定されるので、経理担当者のコミュニケーション能力を高める必要がある一方で、現場担当者に対してある程度の会計知識が求められる場面も増大していく傾向にあらう。

また、原則主義のIFRS では、個別の取引・事象への適用に際して、原則の趣旨に基づく「判断」が求められるケースが増えるため、基準そのものに対する理解や取引の経済的実態に対する正しい理解に加えて、実務の場におけるIFRS の適用能力を身につけることも重要になってくる。会計基準適用能力は、IFRS の適用に求められるスキルセットの中で最も早期に身につけることが難しいといわれるものであり、日本基準のような細則主義の下ではほとんど必要とされてこなかったスキルでもある。しかも、実務適用能力が十分に発揮されるためには、会計基準の十分な理解と取引実態の正確な把握が前提条件となる。素となる。IFRS の導入により、企業には自らの会計判断の正当性について根拠を示して立証することがこれまで以上に求められることになるであろう。IFRS に移行した際にも耐えうる内部統制報告の構築、整備、運用が今まさに求められている。

さらには、例えば、IFRS の初度適用に当たっては、初めてIFRS ベースの開示を行う年度（移行年度）よりも前の期間の準備を必要とする点にも留意が必要である。IFRS への導入を決めたらできるだけ早めに準備に取り掛かることが推奨される理由の1つも、これらのIFRS の初度適用の取扱いにある。内部統制報告制度が導入されている下でのIFRS

導入は、欧州では未経験の実務であり、導入後も次のような課題が山積している。

第一に、アライメント・メンテナンスにおける内部統制の改善・システム対応に関しては、初年度財務諸表を作成した結果を受けてプロセスやツールの改善を行うことになるが、識別された内部統制上の弱点については、手続やシステムの見直し、追加的なガイダンスの発行、担当者に対する研修等により改善・補強を図る必要があるため、IFRS への移行年度以降は、IFRS に基づく財務報告に係る内部統制を確立しておくことが、日本の内部統制報告制度への対応上も重要になる。

第二に、次年度以降の財務諸表の継続作成に関しては、確立した内部統制の下で、次年度以降の財務諸表をルーチンベースで作成していくことになるが、将来的にも IFRS の改訂が続くことには留意が必要である。

第三に、一般的に、IFRS への移行により業務プロセスの変更があった部分については、関連する内部統制の見直し、再検討が必要になる。とりわけ、関連する統制の有効性の確保と記録の保存、経営者評価と外部監査への対応について、十分に考慮に入れておく必要がある。

以上の点を踏まえて、わが国財務報告制度の全般的な最適設計の一環として内部統制報告制度のあり方を検討することが必要となるであろう。とくに、第三の点については、本稿のテーマに関連する問題である。

当該問題については、金融庁から IFRS の議論に関連して 2010 年 4 月 13 日に公表された「国際会計基準（IFRS）に関する誤解において、「10. これまでとは全く異なる内部統制を新たに整備しなければならないのか」との表題の下、「IFRS になると、これまでとは全く異なる内部統制を新たに整備しなければならない」というのは誤解であり、「IFRS になったからといって、内部統制を全面的に見直す必要はない」、「財務報告に係る内部統制は、財務諸表が適正に作成されるための社内の体制であり、IFRS を適用するために必要な範囲で、体制の見直しを行えばよい」とされている。しかしながら、この説明こそ、誤解を招くものであろう。たしかに、従来の業務プロセスによって IFRS の財務報告が行われる範囲においては「IFRS を適用するために必要な範囲で、体制の見直しを行えばよい」ということができるが、そもそも、上記の第一および第二の点とも関連して、IFRS の下では、財務報告の前提となる業務自体の変更が必要となる可能性があるためであり、また、IFRS の適用において、前述のとおり、原則主義の適用を受けて、従来に比べて格段に大量の注記が必要とされることから、業務プロセスの過程での各種の判断を適時、適切に文書化していくことが求められるのである。そのような意味では、IFRS が適用されることによって、内部統制は、必然的に見直しあるいは再構築を求められることになるであろう。

具体的には、細則主義ルールベースから原則主義プリンシプルベースへの移行により、ルールに従っているか否かをチェックすることに主眼を置いた内部統制から経営者が自らの判断で主体的に企業の経済的実態を示す会計処理を選択することに主眼を置いた内部統制に移行し、質の異なる内部統制が求められることになると思われる。特に、内部統制

報告のための文書化作業は、原則主義の IFRS の適用時には、会計判断をある程度詳細に記録、保存していくものとなることから、経営者のイニシアティブの下に戦略的な視点に立って、IFRS 適用を見据えた記録・保存のあり方、業務プロセスの変更への対応方法、情報システムの変更に対応した IT 統制のあり方などを考えるべきであろう。その意味では、上記で指摘したように、内部統制報告制度の効率化の措置は概ね対応が図られたものの、制度の有効性を確保するための措置については、まだ検討の余地があると解される。

しかしながら、そうした事態は、必ずしも悲観すべきことばかりではない。第一に、わが国では、内部統制報告制度を 2008 年度から適用することを通じて、企業内に内部統制という概念を浸透させ、業務プロセスの文書化作業を試行してきたと考えられるからである。こうした企業社会を挙げての取組みは、IFRS の導入とそれへの対応に当たって、確固たる基礎として機能するに違いない。また、第二には、将来の IFRS の導入のタイミングこそが、内部統制報告制度のより本質的な、あるいは制度の趣旨に沿った適用への再改定のタイミングと捉えることもできるのである。IFRS の下で、企業の経営者が下した判断を適時、適切に文書化するとともに、それに沿う形で、より一層トップダウン型のリスク・アプローチの適用が徹底された内部統制の評価・報告が実施される制度が志向され、同時に、IFRS の導入に伴って、さまざまな財務報告制度が再検討を求められる中で、内部統制報告制度も、それらの制度とともに、適正な財務報告の一環として位置づけられることが期待されるのである。

内部統制報告書提出状況(21年6月～22年5月提出分)

資料1-1

《1. 内部統制報告書の提出状況》

	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H22.4	H22.5	H21.6～H22.5 提出分合計
	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)
① 内部統制報告書提出義務のある会社数	2,656	33	83	97	29	60	131	40	54	305	61	216	3,765
② ①のうち内部統制報告書提出会社数	2,653	【注3】36	83	97	29	60	131	40	54	305	61	216	3,765
③ 任意で内部統制報告書を提出した会社数【注2】 (金融商品取引法第24条の4の4第2項該当)	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	20
内部統制報告書提出会社数(②+③)	2,670	36	83	97	29	60	131	40	54	306	62	217	3,785

【注1】本表は、平成21年6月から平成22年5月までの内部統制報告書の提出件数を、月ごとに表したものです。

【注2】有価証券報告書を提出しなければならない会社は、上場会社以外であっても内部統制報告書を提出することができることになっています。

【注3】21年7月の提出会社数36社は、6月中の未提出会社3社を含んでいます。

《2. 内部統制報告書の「評価結果」の記載状況》

	H21.6		H21.7		H21.8		H21.9		H21.10		H21.11		H21.12		H22.1		H22.2		H22.3		H22.4		H22.5		H21.6～H22.5 提出分合計			
	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)
① 内部統制は有効である。	2,605	97.6	34	94.4	81	97.6	93	95.9	26	89.7	57	95.0	124	94.7	37	92.5	51	94.4	296	96.7	62	100	212	97.7	3,678	97.2%		
② 重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。【注5】	56	2.1	2	5.6	2	2.4	4	4.1	3	10.3	3	5.0	6	4.6	3	7.5	3	5.6	7	2.3	0	0.0	3	1.4	92	2.4%		
③ 内部統制の評価結果を表明できない。	9	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.8	0	0	0	0	3	1.0	0	0	2	0.9	15	0.4%		
合計	2,670	100	36	100	83	100	97	100	29	100	60	100	131	100	40	100	54	100	306	100	62	100	217	100	3,785	100		

【注4】本表は、平成21年6月から平成22年5月までに提出された内部統制報告書の評価結果を月ごとに表したものです。

【注5】内部統制の評価結果を「重要な欠陥」とした会社は、上記92社の外に、訂正報告書により「有効」から「重要な欠陥」に訂正した会社が、8社(すべて平成20年度分の訂正)あります。

内部統制報告書提出状況(22年6月～22年9月提出分)

《1. 内部統制報告書の提出状況》

	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.6～H22.9 提出分合計
	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)
① 内部統制報告書提出義務のある会社数	2,613	36	78	94	2,821
② ①のうち内部統制報告書提出会社数	2,610	【注3】 39	78	94	2,821
③ 任意で内部統制報告書を提出した会社数【注2】 (金融商品取引法第24条の4の4第2項該当)	22	0	0	0	22
内部統制報告書提出会社数(②+③)	2,632	39	78	94	2,843

【注1】本表は、平成22年6月から平成22年9月までの内部統制報告書の提出件数を、月ごとに表したものです。

【注2】有価証券報告書を提出しなければならない会社は、上場会社以外であっても内部統制報告書を提出することができることになっています。

【注3】22年7月の提出会社数39社は、6月中の未提出会社3社を含んでいます。

《2. 内部統制報告書の「評価結果」の記載状況》

	H22.6		H22.7		H22.8		H22.9		H22.6～H22.9 提出分合計	
	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)
① 内部統制は有効である。	2,610	99.2	37	94.8	78	100	93	98.9	2,818	99.1%
② 重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。【注5】	22	0.8	1	2.6	0	0	1	1.1	24	0.9%
③ 内部統制の評価結果を表明できない。	0	0	1	2.6	0	0	0	0	1	0.0%
合計	2,632	100	39	100	78	100	94	100	2,843	100

【注4】本表は、平成22年6月から平成22年9月までに提出された内部統制報告書の評価結果を月ごとに表したものです。

【注5】内部統制の評価結果を「重要な欠陥」とした会社は、上記24社の外に、訂正報告書により「有効」から「重要な欠陥」に訂正した会社が、7社(うち1社は平成20年度分の訂正)あります。

【「重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。」と評価結果に記載した会社(22社・22年3月)について】

(1) 「重要な欠陥」と判断した理由として、内部統制報告書に記載された例

○ 全社的な内部統制

- ・ 連結子会社において、取締役による経営者監視機能並びに監査役及び内部監査部門の監査機能が不足していたこと、内部通報制度が整備・運用されていなかったことなどの統制環境の不備、当社のグループ会社管理体制の一部に不備があった。
- ・ 統制環境での全社的な内部統制が十分に整備及び運用されておらず、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いと判断した。
- ・ 連結子会社2社について、リスクの評価と対応を完了させることができなかったため、全社的な内部統制に不備が存在する。

○ 決算・財務報告プロセス

- ・ 連結決算及び関係会社における決算の信頼性を確保するために必要となる体制の整備・運用が不十分であったため、財務諸表作成にかかる処理について、重要な修正をした。
- ・ 信頼性のある財務諸表を作成するために必要なスキルを有する人材を十分に確保・配置できなかった。結果として、決算・財務報告プロセスの不備を原因とする多くの誤謬を監査人に指摘され修正をした。
- ・ 開示情報の最終チェックプロセスについて、ダブルチェック等の統制が弱く、整備の不備であると判断した。

○ 重要な業務プロセス

- ・ 売上計上や棚卸資産の評価に必要な契約内容の確認や承認手続の運用が不十分であったため、売上高や仕掛品について重要な修正を行った
- ・ 工事受注に関わる業務プロセスにおいて、受注に対する社内の審議不十分や契約内容の審査不足、営業管理規程の整備不十分といった「整備及び運用の不備」の状況が判明。当該契約の解除に向けて協議中であるが、偶発債務の注記等を行った。
- ・ 当社及び連結子会社において、保有する債権の評価について見積りを伴う会計処理の業務プロセスの網羅性が不十分であったため、有価証券報告書へ誤謬の発生するリスクが存在した。

(2) 評価結果に「重要な欠陥があり、内部統制が有効でない。」と記載した22社のうち、事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施した措置を記載し、かつ、内部統制報告書提出日までに、重要な欠陥が是正されたと記載した会社が2社。

(3) 22社の内部統制報告書に対する内部統制監査報告書における監査人の意見は、全社が無限定適正意見を表明。

(4) 評価結果に「重要な欠陥があり、内部統制が有効でない。」と記載した22社の財務諸表に対する監査報告書の監査意見は、全社が無限定適正意見を表明。

内部統制報告制度に関する事例集(仮称)

～中堅・中小上場企業等における効率的な内部統制報告実務に向けて～

平成○年○月
金融庁総務企画局

内部統制報告制度において、内部統制の構築・評価・監査に当たっては、企業の状況等に応じた工夫を行い、内部統制の有効性は保ちつつも、当該企業の実態にあった、効率的な内部統制が整備・運用されることを目指している。

本事例集は、制度導入後 2 年間にわたり、基準・実施基準に基づいて内部統制報告制度が実施されてきた中で、事業規模が小規模で、比較的簡素な構造を有している組織等が、資源の制約等がある中で、様々な工夫を行ったことにより、内部統制の有効性を保ちつつも、効率的に内部統制の評価等を行っている事例を集めたものであり、実務の参考に供するものである。

各事例は、基本的には、概要、事例の前提、関係する基準・実施基準等、事例により構成されている。

なお、これらの事例は、

- ① 基準・実施基準等の規定に従って実施したものであることに留意が必要である。
- ② 異なる前提条件が存在する場合、関係法令及び基準等が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意が必要である。
- ③ 基本的には、事業規模が小規模で、比較的簡素な構造を有している組織等における事例であるが、事業規模が小規模でない場合であっても比較的簡素な構造を有している組織等においても参考にできる場合もあることに留意する必要がある。

(事例●)

● 決算・財務報告プロセスにおけるチェック・リストの活用

【概要】

決算・財務報告プロセスについて、監査人と協議の上で、いわゆる「3点セット」ではなく、チェック・リストを作成し、決算・財務報告プロセスの評価に活用

【事例】

当社は、事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している。

当社では、決算・財務報告プロセスについて、監査人と協議のうえ、「業務の流れ図」、「業務記述書」及び「リスクと統制の対応」の3つの資料(いわゆる3点セット)の代わりにチェック・リストを作成し、決算・財務報告プロセスの評価に利用している。なお、基本的には、このチェック・リストのみにより評価を行い、改めて更なるリスクの洗い出し作業やチェック・リストに記載以外の項目についての評価は行っていない。

(チェック・リスト例)

業務区分	作業名	対象期	作業内容	使用または作成資料	承認者印
決算準備	通達の発信	全四半期 通期	各部門に対し、決算の留意事項、締め切り日、資料提出先等の連絡を、経理部長が承認した文書「決算スケジュール及び依頼・注意事項」をもって発信する。	決算スケジュール 及び依頼・注意事項	
⋮					
分析	決算書の分析	全四半期 通期	予算比、前期比等の観点より、貸借対照表、損益計算書の分析を行い、経理部長の承認を受ける。	貸借対照表分析表、損益計算書分析表	
⋮					

【参考】

○ 実施基準 Ⅱ. 3. (3) 業務プロセスに係る内部統制の評価(抜粋)

経営者は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、評価対象となる業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす内部統制を統制上の要点として識別する。次に、統制上の要点となる内部統制が虚偽記載の発生するリスクを十分に低減しているかどうかを評価する。経営者は、各々の統制上の要点の整備及び運用の状況の評価することによって、当該業務プロセスに係る内部統制の有効性に関する評価の基礎とする。

① 評価対象となる業務プロセスの把握・整理

(注) 図や表の例としては、参考2(業務の流れ図(例)、業務記述書(例))が挙げられる。ただし、これは、必要に応じて作成するとした場合の参考例として掲載したものであり、また、企業において別途、作成しているものがあれば、それを利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足り、必ずしもこの様式による必要はないことに留意する。

② 業務プロセスにおける虚偽記載の発生するリスクとこれを低減する統制の識別

ロ. 虚偽記載が発生するリスクを低減するための統制上の要点を識別する。

(注) 図や表の例としては、参考3(リスクと統制の対応(例))が挙げられる。ただし、これは、必要に応じて作成するとした場合の参考例として掲載したものであり、また、企業において別途、作成しているものがあれば、それを利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足り、必ずしもこの様式による必要はないことに留意する。

(事例●)

● 全社的な内部統制の評価

【概要】

監査役と内部監査人が定期的、あるいは適時に打ち合わせを行うなど適切な連携を保つことにより、効果的・効率的にリスクを抽出

【事例】

当社は、事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している。

当社の監査役と内部監査人は月次など定期的、あるいは気になる事象や問題があると考えた状況を発見した場合などは直ちに、打ち合わせを実施し、お互いの監査状況などの共有化を図るとともに、財務報告に重要な虚偽記載が発生するリスクの状況に変化がないかを議論している。

この結果、個別に評価対象に追加すべきリスクが大きい取引を行っている事業又は業務などの重要性の大きい業務プロセスを効果的かつ効率的に評価範囲に含めることができた。

【参考】

○ 実施基準 II. 2. (2)②評価対象とする業務プロセスの識別(抜粋)

ロ. ①で選定された事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加する。

○ 実施基準 II. 3. (2)①

(参考1)財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例(抜粋)

統制環境

- ・ 監査役又は監査委員会は内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか。

情報と伝達

- ・ 経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有されているか。

(事例●)

● IT統制の本社(親会社)への集中

【概要】

IT統制のうち重要性の高いものについては、本社(親会社)に権限を集中させることによって、IT統制の評価及び監査を効率化に実施。

【事例】

当社は、事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している。支社(子会社)においても、独自のシステムを採用している。

当社では、システムの開発・保守、外部委託に関する契約などIT全般統制を中心に、重要なIT統制について、本社に権限を集中させた。

この結果、ITに係る全般統制や業務処理統制の整備・運用状況の評価及び監査を本社のみで実施することが可能になり、効率的な評価及び監査を実施することができた。

【参考】

○ 実施基準 II 3. (3)⑤二 ITを利用した内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価(抜粋)

a. ITに係る全般統制の評価

経営者は、ITに係る全般統制が、例えば、次のような点において有効に整備及び運用されているか評価する。

- ・ システムの開発、保守
- ・ システムの運用・管理
- ・ 内外からのアクセス管理などのシステムの安全性の確保
- ・ 外部委託に関する契約の管理

b. ITに係る業務処理統制の評価

例えば、次のような点について、業務処理統制が有効に整備及び運用されているかを評価する。

- ・ 入力情報の完全性、正確性、正当性等が確保されているか。
- ・ エラーデータの修正と再処理の機能が確保されているか。
- ・ マスタ・データの正確性が確保されているか。
- ・ システムの利用に関する認証・操作範囲の限定など適切なアクセス管理がなされているか。

(事例●)

● 僅少な業務プロセスの評価範囲

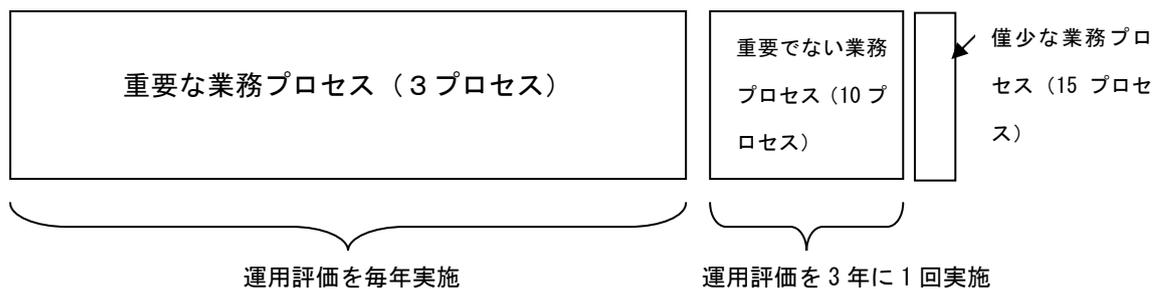
【概要】

少量多数の事業を営んでいるため、個々の事業には重要性の低いプロセスが多数存在する。このため、重要性に応じた効果的・効率的評価を行った。

【事例】

当社は、細かいものも含め、多数の事業を営んでいる。ある重要な事業拠点におけるプロセス数は 28 であり、このうち、僅少なプロセス(合算で連結売上高のおおむね5%程度以下となる業務プロセス)の数は 15、重要な業務プロセス数は3であり、重要な業務プロセスの当該主要な事業拠点の売上高に占める割合は、8割程度である。

実施基準では業務僅少なプロセスを除く 13 プロセスが評価範囲であるが、監査人と協議の上、重要なプロセスの運用評価は毎年、重要なプロセス以外の運用評価は3年を限度としてローテーションで実施した。これにより、運用評価の対象業務プロセスを大幅に削減することができた。



【参考】

○ 実施基準 II. 2. (2)② 評価対象とする業務プロセスの識別(抜粋)

選定した重要な事業拠点(持分法適用となる関連会社を除く。)における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目(例えば、一般的な事業会社の場合、原則として売上、売掛金及び棚卸資産)に至る業務プロセスは、原則として、すべてを評価の対象とする。

○ Q&A問28 僅少な業務プロセスの評価(抜粋)

売上に至る業務プロセスの金額を合算しても、連結売上高の概ね5%程度以下となる業務プロセスを、重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性が僅少なものとして評価の対象からははずすといった取扱いがありうるものと考えられる。